

【表紙】

【提出書類】	訂正発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年2月4日
【会社名】	日立キャピタル株式会社
【英訳名】	Hitachi Capital Corporation
【代表者の役職氏名】	執行役社長兼CEO 川部 誠治
【本店の所在の場所】	東京都港区西新橋一丁目3番1号
【電話番号】	03(3503)2194
【事務連絡者氏名】	リスクマネジメント本部 法務部長 一松 哲夫
【最寄りの連絡場所】	東京都港区西新橋一丁目3番1号
【電話番号】	03(3503)2194
【事務連絡者氏名】	リスクマネジメント本部 法務部長 一松 哲夫
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	社債
【発行登録書の提出日】	2018年11月13日
【発行登録書の効力発生日】	2018年11月21日
【発行登録書の有効期限】	2020年11月20日
【発行登録番号】	30 - 関東 1
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額 300,000百万円
【発行可能額】	290,000百万円 (290,000百万円) (注) 発行可能額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額 (下段()書きは、発行価額の総額の合計額)に基づき算 出しております。
【効力停止期間】	この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間 は、2019年2月4日(提出日)である。
【提出理由】	2018年11月13日付で提出した発行登録書の記載事項中、「第 一部 証券情報 第1 募集要項」の記載について訂正を必 要とするため及び「募集又は売出しに関する特別記載事項」 を追加するため。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

【訂正内容】

第一部 【証券情報】

第 1 【募集要項】

<日立キャピタル株式会社第77回無担保社債(社債間限定同順位特約付)(グリーンボンド)に関する情報>

1 【新規発行社債】

(訂正前)

未定

(訂正後)

本発行登録の発行予定額のうち、金10,000百万円を社債総額とする日立キャピタル株式会社第77回無担保社債(社債間限定同順位特約付)(グリーンボンド)(以下「本社債」という。)を、下記の概要にて募集する予定です。

各社債の金額 : 金1億円

発行価格 : 各社債の金額100円につき金100円

2 【社債の引受け及び社債管理の委託】

(訂正前)

未定

(訂正後)

社債の引受け

本社債を取得させる際の引受金融商品取引業者は、次の者を予定しています。

引受人の氏名又は名称	住所
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号
SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
BNPパリバ証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

(注) 本社債は金融商品取引業等に関する内閣府令(以下「金商業等府令」という。)第153条第1項第4号二に掲げる株券等に該当し、当社は金商業等府令第147条第3号に規定する本社債の主幹事会社である三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社の親法人等に該当します。当社は株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの持分法適用会社であり、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの連結子会社であります。当社は、本社債の発行価格及び利率(以下「発行価格等」という。)の決定を公正かつ適切に行うため、みずほ証券株式会社及びSMB C日興証券株式会社を本社債の独立引受幹事会社(以下「独立引受幹事」という。)とする予定であり、独立引受幹事が三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社と事務遂行上で同等の権限をもって引受審査内容の妥当性を確認し、独立引受幹事が三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社から発行価格等の決定に関する情報提供を受けて本社債の発行価格等の決定に関与する等、日本証券業協会の定める「『有価証券の引受け等に関する規則』に関する細則」第2条に定める措置を講じる予定であります。また、本社債の発行価格等は、日本証券業協会の定める「有価証券の引受け等に関する規則」第25条の2に規定されるプレ・マーケティングの方式により決定する予定であります。

3 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

未定

(訂正後)

本社債の払込金額の総額10,000百万円（発行諸費用の概算額は未定）

(2) 【手取金の使途】

(訂正前)

設備資金(貸貸資産購入資金を含む)、信用購入あっせん資金、短期社債償還資金、社債償還資金、借入金返済資金及び子会社貸付資金等に充当する予定であります。

(訂正後)

設備資金(貸貸資産購入資金を含む)、信用購入あっせん資金、短期社債償還資金、社債償還資金、借入金返済資金及び子会社貸付資金等に充当する予定であります。

本社債の手取金については、全額を子会社に対する既存の貸付資金のリファイナンス及び/または新規の貸付資金の一部に充当する予定であります。当該子会社はその資金を岡山県新見市の太陽光発電事業に係る設備購入資金等（リファイナンスを含む）に充当する予定であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

<日立キャピタル株式会社第77回無担保社債(社債間限定同順位特約付)(グリーンボンド)に関する情報>

グリーンボンドとしての適格性について

当社は、本社債をグリーンボンドとして発行するために国際資本市場協会(ICMA)の「グリーンボンド原則(Green Bond Principles)2018」(注1.)及び環境省の「グリーンボンドガイドライン2017年版」(注2.)に即したグリーンボンドフレームワークを策定し、第三者評価としてサステナリティクス及び株式会社格付投資情報センター(以下「R&I」という。)よりそれぞれセカンドパーティオピニオン及びセカンドオピニオンを取得しており、また、R&Iより「R&Iグリーンボンドアセスメント」(注3.)の最上位評価である「GA1」の予備評価を取得しております。

本社債が第三者評価を取得することに関し、環境省の平成30年度グリーンボンド発行促進体制整備支援事業(注4.)の補助金交付対象となることについて、発行支援者たるサステナリティクス及びR&Iは一般社団法人グリーンファイナンス推進機構より交付決定通知を受領しております。

- (注) 1. 「グリーンボンド原則(Green Bond Principles)2018」とは、国際資本市場協会(ICMA)が事務局機能を担う民間団体であるグリーンボンド原則執行委員会(Green Bond Principles Executive Committee)により策定されているグリーンボンドの発行に係るガイドラインです。
2. 「グリーンボンドガイドライン2017年版」とは、グリーンボンド原則との整合性に配慮しつつ、市場関係者の実務担当者がグリーンボンドに関する具体的な対応を検討する際に参考とし得る、具体的な対応の例や我が国の特性に即した解釈を示すことで、グリーンボンドを国内でさらに普及させることを目的に、環境省が2017年3月に策定・公表したガイドラインです。
3. 「R&Iグリーンボンドアセスメント」とは、グリーンボンドで調達された資金が、環境問題の解決に資する事業に投資される程度を、グリーンボンド原則に掲げられた項目を含む評価基準に従って5段階の符号で評価し、債券の償還までモニタリングを行うものです。それに付随してグリーンボンドフレームワークに関してのセカンドオピニオンを提供することがあります。セカンドオピニオンとは、発行体等が定めるグリーンボンドのフレームワークが、グリーンボンド原則等に即しているかを評価するものです。
4. グリーンボンドを発行しようとする企業や地方公共団体等に対して、外部レビューの付与、グリーンボンドフレームワーク整備のコンサルティング等により支援を行う登録発行支援者に対して、その支援に要する費用を補助する事業です。対象となるグリーンボンドの要件は、調達した資金の全てがグリーンプロジェクトに充当されるものであって、かつ発行時点において以下の全てを満たすものです。
- (1) グリーンボンドの発行時点で以下のいずれかに該当すること
- 主に国内の低炭素化に資する事業(再エネ、省エネ等)
 - ・調達資金額の半分以上又は事業件数の半分以上が国内の低炭素化事業であるもの
 - 低炭素化効果及び地域活性化効果が高い事業
 - ・低炭素化効果 国内のCO₂削減量1トン当たりの補助金額が一定以下であるもの
 - ・地域活性化効果 地方公共団体が定める条例・計画等において地域活性化に資するものとされる事業、地方公共団体等からの出資が見込まれる事業等
- (2) グリーンボンドフレームワークがグリーンボンドガイドラインに準拠することについて、発行までの間に外部レビュー機関により確認されること
- (3) いわゆる「グリーンウォッシュ債券」ではないこと